

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もって国民生活及び国民経済の安定に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴

重要な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

2 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。

3 この法律において「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者（以下「農業者団体等」という。）が実施する事業であつて、次に掲げるものをいう。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（これらの施設と一体的に管理することが適当なものとして農林水産省令で定める土地を含む。以下同じ。）の管理に関する事業であつて、次に掲げる活動のいずれかを行うもの

イ 当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの

ロ 当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの

二 中山間地域等（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。）における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業

三 自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業

四 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業として農林水産省令で定めるもの

（基本指針）

第四条 農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項に規定する基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農業の有する多面的機能の發揮の促進の意義及び目標に関する事項

二 多面的機能發揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項

三 多面的機能發揮促進事業に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基本方針)

第五条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

二 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

三 次条第一項に規定する促進計画の作成に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(促進計画)

第六条 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を作成することができる。

2 促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 促進計画の区域

二 促進計画の目標

三 第一号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

四 第一号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

五 前各号に掲げるもののほか、促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

3 促進計画は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

5 市町村は、促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該促進

計画の写しを送付しなければならない。

6 前三項の規定は、促進計画の変更について準用する。

(事業計画の認定)

第七条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第二項第一号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村（以下「特定市町村」という。）の認定を申請することができる。

2 事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 多面的機能発揮促進事業の目標

二 多面的機能発揮促進事業の内容に関する次に掲げる事項

イ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

ロ 第三条第三項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う同号イに掲げる活動又は同号ロに掲げる活動の別及び当該活動

の内容その他農林水産省令で定める事項

ハ 第三条第三項第二号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る農業生産活動の内容、当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項

ニ 第三条第三項第三号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容、当該生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項

三 多面的機能発揮促進事業の実施期間

四 その他農林水産省令で定める事項

3 農業者団体等であつて農林水産省令で定めるものは、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項に規定する都道府県営土地改良事業によつて生じた同法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設（次項において「土地改良施設」という。）について第三条第三項第一号に掲げる事業（同号ロに掲げる活動を行うものに限る。）を実施しようとするときは、前項第二号ロに掲げる事項に、第十二

条第一項の規定による委託を受けて行う当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載することができる。

4 前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県（土地改良法第九十四条の十第一項の規定により当該都道府県が当該土地改良施設を同法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあつては、当該土地改良区等を含む。）の同意を得なければならない。

5 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。

二 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なるものであること。

三 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域（当該事業計画に二以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その全ての実施区域）内に、現に耕作又は養畜の目的

に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。

6 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要（当該認定に係る事業計画に、前条第二項第四号の規定により定められた区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その旨を含む。）を公表しなければならない。

（事業計画の変更等）

第八条 前条第一項の認定を受けた農業者団体等（以下「認定農業者団体等」という。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第一項の認定に係る事業計画（前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。）に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業（以下「認定事業」という。）を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 特定市町村は、認定事業計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。

4 前条第四項から第六項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

(費用の補助)

第九条 特定市町村は、認定農業者団体等に対し、認定事業（第三条第三項第四号に掲げる事業を除く。第十一条において同じ。）の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県が、前項の規定による補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第十条 認定事業の実施区域内の一団の農用地の所有者は、特定市町村に対し、農林水産省令で定めるところ

るにより、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の要請に基づき、特定市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項まで（これらの規定を同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第十一条 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、当該変更に係る土地が認定事業の実施区域（第六条第二項第四号の規定により定められた区域内のものに限る。）内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、当該認定事業の実施期間が満了していることその他の農林水産省令で定める要件を満たす場合に限り、することができる。

(土地改良法の特例)

第十二条 都道府県は、認定事業を行う認定農業者団体等（第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）の同意をした相手方であるものに限る。）に対し、当該同意に係る施設の管理の全部又は一部を委託することができる。

2 土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、前項の規定による委託について準用する。この場合において、同条第二項中「国営土地改良事業」とあるのは「都道府県営土地改良事業」と、「土地改良財産たる土地改良施設（農林水産省令で定める）」とあるのは「土地改良施設（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第七条第四項（同法第八条第四項において準用する場合を含む。）の同意に係る）」と、「準拠して」とあるのは「準拠するとともに、同法第八条第二項に規定する認定事業計画に記載された同法第七条第三項に規定する当該土地改良施設についての管理に関する事項の内容に即して」と読み替えるものとする。

(国等の援助等)

第十三条 国及び関係地方公共団体は、認定農業者団体等に対し、認定事業の確実かつ効果的な実施に関し

必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び認定農業者団体等は、認定事業の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(報告の徴収)

第十四条 特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、認定農業者団体等に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十五条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を

準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百四十七号）

内閣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定による国の補助金の額は、同条第二項の規定による補助に要する費用の二分の一以内とする。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成二十七年農林水産省令第十四号）

第一条 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第三項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 農業者

二 農業者の組織する団体

三 農業者及び地域住民の組織する団体

四 農業者及び農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための活動を実施しようとする団体（国又は地方公共団体を除く。次号において「多面的機能発揮促進団体」という。）の組織する団体

五 農業者、地域住民及び多面的機能発揮促進団体の組織する団体

第二条 法第三条第三項第一号の農林水産省令で定める土地は、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の周辺の土地であつて、当該土地の管理が良好な営農環境の確保に資すると認められるものとする。

第三条 法第三条第三項第一号イの農林水産省令で定める活動は、農業用排水施設に堆積する土砂の除去

及び農業用道路の周辺の土地の草刈りその他これに類する農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（第二条に定める土地を含む。以下「農業用排水施設等」という。）の保全に係る軽易な活動並びに当該活動を円滑に実施するために必要な活動とする。

第四条 法第三条第三項第一号口の農林水産省令で定める活動は、農業用排水施設の補強及び農業用道路の舗装その他これに類する農業用排水施設等の保全に係る活動のうち一定の技術が必要とされる活動、植栽その他の農村の環境の保全及び整備に係る活動並びにこれらの活動を円滑に実施するために必要な活動とする。

第五条 法第三条第三項第三号の農林水産省令で定める農業の生産方式は、農業生産に由来する環境への負荷の低減その他の環境の保全に資するものとして農林水産大臣が定める農業に関する技術を用いるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の農業に関する技術を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。

第六条 法第七条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、多面的機能発揮促進事業に参加する農業者

団体等の構成員の氏名又は名称及び農業者であるか否かの別とする。

第七条 法第七条第三項の農林水産省令で定める農業者団体等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 法第七条第三項に規定する土地改良施設の管理を適確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。

二 当該土地改良施設の性質及び規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあること。

三 当該土地改良施設の管理に係る業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあること。

第八条 法第七条第五項第三号（法第八条第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める農用地は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十六条第一項の規定による勧告に係る農地とする。

第九条 法第八条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第七条第二項第一号に規定する多面的機能発揮促進事業の目標の変更

二 法第七条第二項第二号イに掲げる多面的機能発揮促進事業の種類の変更

三 法第七条第二項第三号に規定する多面的機能発揮促進事業の実施期間の変更

四 前三号に掲げる変更のほか、法第七条第一項に規定する事業計画の重要な変更

第十条 法第十条第一項の規定により要請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した要請書を市町村長に提出しなければならない。

一 要請者の氏名又は名称及び住所

二 当該要請に係る農用地の所在、地番、地目、用途及び地積

三 当該要請に係る農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利、先取特権又は抵当権を有する者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示

2 前項の要請書には、法第十条第一項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

第十一条 法第十一条の農林水産省令で定める要件は、同条の認定事業の実施期間が満了していることとする。

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針

(平成二十七年農林水産省告示第七百五十六号)

本指針は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための基本的な指針として、法第五条第一項の規定に基づき都道府県知事が定める農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針及び法第六条第一項の規定に基づき市町村が作成する農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の指針となるべきものを定めるものである。

第一 農業の有する多面的機能の発揮の促進の意義及び目標に関する事項

一 農業は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「農業の有する多面的機能」という。）を有している。

農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、その発揮に必要な農用地（法第三条第二項に規定する

農用地をいう。以下同じ。）、農業用水路、農業用道路等（以下「農業資源」という。）の維持・管理的確に行っていくことが重要となっている。

二 しかしながら、我が国の農村においては、次のような課題があり、農業の有する多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。また、我が国の農村の自然環境は、農業生産活動が営まれる中で形成されてきたものであり、その保全を進めるため、我が国の農業生産の在り方を環境保全を重視したものに転換することが必要となっている。

(一) 過疎化・高齢化の進行による集落機能の低下等による、農業の有する多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農業資源の管理活動（以下「共同活動」という。）の低迷

(二) 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域等における、農業の有する多面的機能の発揮の前提となる農業生産活動の維持が困難になっている地域の増加

三 このような状況を踏まえて、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、平成二十六年から、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払からなる日本型直接支払を創設したところであるが、これらの支払の対象となる農業者団体等による各種の取組を促進していくことは、

農業の有する多面的機能の現在及び将来における適切な発揮を期する上で重要な意義を有するものである。

四 また、こうした農業者団体等が行う取組を促進することは、農地の集積に伴い増大する農業用水路や農業用道路等の保全・補修に係る担い手の負担を軽減し、担い手への農地集積に必要な環境を整備し、農業の構造改革を後押しするという効果を有している。

五 以上を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標は、農業者団体等が行う取組を促進することを通じて、農業の有する多面的機能を適切に発揮し、将来にわたり国民がその恵沢を享受できるようにすることとする。

第二 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項

一 農業の有する多面的機能は、農業資源が地理的なまとまりをもって適切な状態で維持・管理され、かつ、そこで農業生産活動が営まれることによって、より効果的に発揮されるものである。このため、第六条第一項に規定する促進計画（以下「促進計画」という。）において、その区域を定め、農業者団体等が行う取組を促進する区域を明らかにすることとしている。

二 区域の設定に当たっては、多面的機能発揮促進事業が、農用地の保全に資するものであるとともに、農業の構造改革を後押しする効果を有することを踏まえ、地域の農業の振興に資するよう、農業振興地域整備計画その他地域の農業の振興に関する計画との調和を保つものとする。

このことを踏まえ、促進計画の区域については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内に存する農用地や、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の生産緑地地区内に存する農用地などを中心として、地域ごとの自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、市町村が農業者団体等が行う取組を促進すべきと考える区域を各市町村の実情に応じ的確に促進計画の区域として設定するものとする。

三 なお、法第六条第二項第四号の特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）を促進計画に定める場合には、当該区域内の土地は、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、多面的機能発揮促進事業の実施期間が満了している場合に限って農用地区域からの除外が認められるため、当該事業の実施期間中は同法第三条に規定する農用地等を農業振興地域整備計画で指定された用途以外に利用することは困難となる。この

ため、市町村は、促進計画において重点区域を定める場合には、当該重点区域内の土地の権利者の意向、都市計画その他の土地利用計画との調和など、幅広い観点から十分に検討を行うことが必要であることに留意するものとする。

第三 多面的機能発揮促進事業に関する基本的な事項

一 法第三条第三項第一号に規定する事業（以下「一号事業」という。）に関する基本的な事項

一号事業は、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業をいい、農業者等による地域的な共同活動として行われる泥上げ、草刈り等の取組を組織的・計画的に行い、将来にわたって当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図ること又は当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図ることを目的とする事業である。

農業者団体等は、一号事業を実施しようとする場合には、法第七条第二項各号に掲げる事項のみでなく、共同活動の在り方について、農業者団体等の構成員の間で合意されるよう努めるとともに、事業計画の認定の申請に先立ち、原則として五年間を期間とする活動の実施時期等の計画を定める文書（以下「活動計画書」という。）を作成し、当該活動計画書に即して事業計画を定めるよう努めなければならない

ない。

二 法第三条第三項第二号に規定する事業（以下「二号事業」という。）に関する基本的事項

二号事業は、中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業をいい、中山間地域等の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業である。

農業者団体等は、二号事業を実施しようとする場合には、事業計画の認定の申請に先立ち、農業生産活動を行う地域の関係者の間で、実施期間を五年間とする農業生産活動の継続的な実施に関する実施体制等を定める協定を文書で締結し、当該文書に即して事業計画を定めるよう努めなければならない。

三 法第三条第三項第三号に規定する事業（以下「三号事業」という。）に関する基本的事項

三号事業は、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業をいい、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進し、その普及・定着を図ることを目的とする事業である。

農業者団体等は、三号事業を実施しようとする場合には、農業者団体等の構成員の間で地域の実態に

即した自然環境の保全に資する農業生産活動の普及に向けた合意形成を図り、事業計画の認定の申請に先立ち、原則として五年間を期間とする営農活動の実施時期等の計画を定める文書（以下「営農活動計画書」という。）を作成し、当該営農活動計画書に即して事業計画を定めるよう努めなければならない。

農林水産大臣は、法第三条第三項第三号に規定する「自然環境の保全に資する農業の生産方式」に用いる農業に関する技術を定め又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。協議の際、環境大臣は、環境の保全の観点から特に必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、意見を述べることができる。

四 その他

国は、法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する。また、都道府県段階においても第三者委員会を設置し、都道府県内における法に基づく施策の点検及び効果の評価を行うよう努めなければならない。

第四 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する重要事項

一 推進体制の整備に関する事項

農業者団体等が行う取組の効果的な促進を図るためには、地域の特性を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

効率的な推進を図るため、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を各都道府県において整備することが必要である。

二 国、都道府県、市町村、農業者団体その他の関係者間での連携に関する事項

国は、都道府県、市町村、農業者団体その他の関係者間での情報共有や定期的な意見交換その他の取組が行われるよう、その連携の推進に努めるものとする。